証券コード　3291
平成27年６月11日

株　主　各　位

東京都西東京市北原町三丁目２番22号
飯田グループホールディングス株式会社
代表取締役社長　　西河洋一

第２期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第２期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都西東京市東伏見三丁目６番19号
タクトホーム株式会社　会議室
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。）

３．株主総会の目的事項
報告事項　１．第２期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第２期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役10名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（http://www.ighd.co.jp）に掲載いたしますのでご了承ください。
◎なお、株主懇親会並びに粗品の配布等は予定しておりませんので、予めご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減の影響を受けつつも、企業収益や雇用・所得環境に改善がみられるなど、全体的には緩やかな回復基調で推移いたしました。

当不動産業界におきましては、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減の影響により、新築住宅市場を中心に停滞した状態で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループは「誰もがあたり前に家を買える社会」の実現を目指し、徹底した原価管理と品質の向上に努めるとともに、供給過剰地域の在庫の入れ替え等を集中的に行い、在庫の適正化に努めてまいりました。

また、平成26年度から平成28年度までの３ヶ年を対象とした「第１次中期経営計画」をスタートさせ、基本戦略に掲げる「コア事業の競争力強化」や「事業ポートフォリオの拡大」を図るべく、営業拠点の拡大や建材事業への参入、スケールメリットによる資材調達コストの削減等を中心に各種施策を進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は１兆1,881億25百万円、営業利益は554億14百万円、経常利益は522億13百万円、当期純利益は285億90百万円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりになります。

セグメントの名称	件数	売上高（百万円）	前年同期比（%）
一建設グループ（注）4			
（区分）戸建分譲事業	11,686	291,655	－
マンション分譲事業	1,764	65,654	－
請負工事事業	3,069	57,925	－
その他	－	1,703	－
小計	16,519	416,938	－
飯田産業グループ			
（区分）戸建分譲事業	5,858	181,893	－
マンション分譲事業	140	5,947	－
請負工事事業	127	1,314	－
その他	－	4,077	－
小計	6,125	193,234	－
東栄住宅グループ			
（区分）戸建分譲事業	4,159	132,974	－
マンション分譲事業	－	－	－
請負工事事業	207	4,983	－
その他	－	766	－
小計	4,366	138,725	－
タクトホームグループ			
（区分）戸建分譲事業	3,673	99,807	－
マンション分譲事業（注）5	63	3,673	－
請負工事事業	51	690	－
その他	－	363	－
小計	3,787	104,535	－
アーネストワン			
（区分）戸建分譲事業	10,183	222,496	－
マンション分譲事業	509	14,776	－
請負工事事業	231	2,697	－
その他	－	－	－
小計	10,923	239,970	－

セグメントの名称	件数	売上高（百万円）	前年同期比（%）
アイディホーム			
（区分）戸建分譲事業	3,929	94,335	－
マンション分譲事業	－	－	－
請負工事事業	7	83	－
その他	－	302	－
小計	3,936	94,721	－
（区分計）戸建分譲事業	39,488	1,023,163	－
マンション分譲事業	2,476	90,052	－
請負工事事業	3,692	67,695	－
その他	－	7,214	－
総合計	45,656	1,188,125	－

（注）1．セグメント間の取引については、相殺消去しております。
2．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3．戸建分譲事業には、戸建住宅のほか、建築条件付戸建住宅及び宅地等が含まれます。マンション分譲事業には、分譲マンションのほか、マンション用地等が含まれます。請負工事事業には、注文住宅のほか、リフォームやオプション工事等が含まれます。
4．一建設グループの城南建設㈱における戸建住宅、建築条件付戸建住宅及び宅地等については、同セグメントの請負工事事業に含めて記載しております。
5．タクトホームグループにおけるマンション分譲事業の件数は、マンションの一棟販売を1件として記載しております。
6．前連結会計年度は、取得企業である一建設㈱の決算期の変更に伴い、平成25年2月1日から平成26年3月31日までの14ヶ月の変則決算となっております。このため、前年同期比については記載しておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は31億78百万円であり、その主なものは一建設グループにおける新規出店等に係る設備投資９億98百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社グループの主な資金需要は事業用土地購入費であります。

当連結会計年度において、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と、当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を総額2,772億60百万円締結しており、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入残高合計は1,200億99百万円であります。

なお、その他の短期借入金及び長期借入金の残高合計は1,178億48百万円であり、当連結会計年度末の借入実行残高は2,379億48百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第 1 期 (平成26年３月期)	第 2 期 (平成27年３月期)
売上高（百万円）	753,799	1,188,125
経常利益（百万円）	54,752	52,213
当期純利益（百万円）	33,809	28,590
１株当たり当期純利益	210円72銭	99円14銭
純資産（百万円）	509,961	528,582
総資産（百万円）	944,206	927,476
１株当たり純資産額	1,766円60銭	1,830円92銭

（注）百万円未満は、切り捨てて表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
一建設㈱	3,298	100.0	戸建分譲事業 マンション分譲事業 請負工事事業
㈱飯田産業	2,000	100.0	戸建分譲事業 マンション分譲事業 請負工事事業 不動産賃貸事業 スパ温泉事業
㈱東栄住宅	7,819	100.0	戸建分譲事業 請負工事事業 不動産賃貸事業
タクトホーム㈱	1,429	100.0	戸建分譲事業 請負工事事業 不動産賃貸事業
㈱アーネストワン	4,269	100.0	戸建分譲事業 マンション分譲事業 請負工事事業
アイディホーム㈱	879	100.0	戸建分譲事業 請負工事事業
城南建設㈱	100	95.1 (95.1)	請負工事事業
住宅情報館フィナンシャルサービス㈱	80	100.0 (100.0)	保険代理店事業
㈱ファミリーライフサービス	1,000	100.0 (100.0)	貸金業 企業買収の仲介事業
パラダイスリゾート㈱	98	100.0 (100.0)	戸建分譲事業 マンション分譲事業 不動産賃貸事業 ゴルフ場事業 スパ温泉施設管理事業
㈱オリエンタル・ホーム	90	100.0 (100.0)	戸建分譲事業 請負工事事業
ビルトホーム㈱	98	100.0 (100.0)	戸建分譲事業 請負工事事業
ホームトレードセンター㈱	290	100.0 (100.0)	戸建分譲事業 不動産仲介事業
東栄ホームサービス㈱	50	100.0 (100.0)	リフォーム等の請負工事事業 住宅の定期検査
㈱ソリド・ワン	50	100.0 (100.0)	建物解体工事事業 造成工事事業

（注）1．平成26年４月１日付で、当社の連結子会社であるティ・ジェイホームサービス株式会社は、商号を東栄ホームサービス株式会社に変更しております。
2．平成26年７月１日付で、当社の連結子会社である城南フィナンシャルサービス株式会社は、商号を住宅情報館フィナンシャルサービス株式会社に変更しております。
3．出資比率の（ ）内は、間接出資割合を内数で記載しております。

⑷ 対処すべき課題

当社グループの主要な事業である不動産事業は、人口・世帯数の減少による中長期的な住宅市場の縮小、他業界からの戸建分譲市場への新規参入による競争激化、良質な住宅ストックの蓄積による中古住宅リフォーム等のストック市場の拡大等、今後も厳しい事業環境となることが予想されます。

これらの環境変化を踏まえ、平成26年度から平成28年度を当社グループが総合不動産住宅メーカーへと成長を遂げていくための基盤整備を図る期間として位置付け、「第１次中期経営計画」を策定いたしました。この中期経営計画では、当社グループのコア事業の競争力を強化し、事業ポートフォリオの拡大を推進していくことにより、当社グループの飛躍的な成長に向けたゆるぎない基盤づくりに取り組みます。

①コア事業の競争力強化

・戸建分譲事業

物件情報の共有システム構築による仕入価格の抑制、資材購入におけるスケールメリット等、経営統合によるシナジー効果の発現に努め、また、効率的に全国営業網を展開しながら全国でのシェアをさらに高め、事業基盤の拡大を目指します。

・マンション分譲事業、請負工事（注文住宅）事業

マンション分譲事業については、土地仕入価格の高騰や工事原価の高騰などといった市場環境を注視し、採算性を考えながら臨機応変に対処していきます。

請負工事（注文住宅）事業については、これまでグループ各社が積み上げてきたノウハウ、経営（顧客）資源、不動産業界における情報ネットワーク、並びにグループ間ネットワークを最大限に利用しうる環境を整え、請負工事（注文住宅）事業を戸建分譲事業に次ぐコア事業として確立していくことを目指します。

②事業ポートフォリオの拡大

・建材事業

木材製材工場、プレカット工場、建築商材を取り扱う企業・工場のＭ＆Ａによる取得などにより、当社グループへの質的・量的に安定した資材供給を可能にするだけにとどまらず、建材事業として安定的に収益をあげていけるよう事業基盤づくりに取り組みます。

・その他の事業

総合不動産住宅メーカーを目指し、不動産賃貸事業、リフォーム事業、中古住宅流通事業等を試験的に開始してノウハウの蓄積を図るとともに、提携、Ｍ＆Ａによる事業ポートフォリオの拡大、成長の加速も選択肢として検討してまいります。

また、市場調査中の海外市場において、今後、本格的に事業展開していくための準備を進めてまいります。

⑸ **主要な事業内容**（平成27年３月31日現在）

当社グループは、戸建分譲事業、マンション分譲事業、請負工事事業及びこれらに関連する事業を主な事業としており、当社と主要な関係会社の当該事業における位置付けは次のとおりです。

セグメントの名称	連結子会社	主要な事業内容
一建設グループ	一建設㈱	戸建分譲事業、マンション分譲事業、請負工事事業
	城南建設㈱	請負工事事業
	住宅情報館フィナンシャルサービス㈱	保険代理店事業
飯田産業グループ	㈱飯田産業	戸建分譲事業、マンション分譲事業、請負工事事業、不動産賃貸事業、スパ温泉事業
	㈱ファミリーライフサービス	貸金業、企業買収の仲介事業
	パラダイスリゾート㈱	戸建分譲事業、マンション分譲事業、不動産賃貸事業、ゴルフ場事業、スパ温泉施設管理事業
	㈱オリエンタル・ホーム	戸建分譲事業、請負工事事業
	ビルトホーム㈱	戸建分譲事業、請負工事事業
	ホームトレードセンター㈱	不動産仲介事業、戸建分譲事業
東栄住宅グループ	㈱東栄住宅	戸建分譲事業、請負工事事業、不動産賃貸事業
	東栄ホームサービス㈱	リフォーム等の請負工事事業、住宅の定期検査
タクトホームグループ	タクトホーム㈱	戸建分譲事業、請負工事事業、不動産賃貸事業
	㈱ソリド・ワン	建物解体工事事業、造成工事事業
アーネストワン	㈱アーネストワン	戸建分譲事業、マンション分譲事業、請負工事事業
アイディホーム	アイディホーム㈱	戸建分譲事業、請負工事事業

主要な非連結子会社（持分法非適用会社）	主要な事業内容
㈱東栄藤義建設	総合土木工事事業、造成工事事業
ティーアラウンド㈱	タクトホーム商品に係るオプション工事の受注
㈱エイワンプラス	戸建住宅の保守・メンテナンス事業
ファーストウッド㈱	集成材製造・プレカット加工等の木材製造事業
住宅新興事業協同組合	組合員への事業資金の転貸融資事業
第一住宅協同組合	組合員への事業資金の転貸融資事業

⑹ **主要な営業所等**（平成27年３月31日現在）

①当社

本社：東京都西東京市北原町三丁目２番22号

②子会社

セグメントの名称	連結子会社	主要な営業所等
一建設グループ	一建設㈱	本　社：東京都練馬区 支　社：愛知県名古屋市、大阪府茨木市 営業所：101店舗
	城南建設㈱	本　社：神奈川県相模原市 営業所：47店舗
	住宅情報館フィナンシャルサービス㈱	本　社：神奈川県相模原市
飯田産業グループ	㈱飯田産業	本　社：東京都武蔵野市 支　店：４店舗　営業店：４店舗　営業所：53店舗 温泉施設：江の島アイランドスパ（神奈川県）
	㈱ファミリーライフサービス	本　社：東京都武蔵野市 営業所等：24店舗
	パラダイスリゾート㈱	本　社：東京都武蔵野市 事業所：２ヶ所 ゴルフ場：イーストウッドカントリークラブ（栃木県）
	㈱オリエンタル・ホーム	本　社：福岡県福岡市 支　店：２店舗　営業所：５店舗
	ビルトホーム㈱	本　社：東京都江東区 営業店：２店舗
	ホームトレードセンター㈱	本　社：東京都武蔵野市 営業所：３店舗
東栄住宅グループ	㈱東栄住宅	本　社：東京都西東京市 支　店：16店舗　営業所：25店舗
	東栄ホームサービス㈱	本　社：東京都小平市 事業所：５ヶ所
タクトホームグループ	タクトホーム㈱	本　社：東京都西東京市 支　社：宮城県仙台市、愛知県名古屋市 営業所：42店舗
	㈱ソリド・ワン	本　社：東京都西東京市
アーネストワン	㈱アーネストワン	本　社：東京都西東京市 営業所：74店舗
アイディホーム	アイディホーム㈱	本　社：東京都西東京市 支　社：神奈川県横浜市、愛知県名古屋市 営業所：26店舗

⑺ **使用人の状況**（平成27年３月31日現在）

企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	従業員数（人）	前連結会計年度末比増減
一建設グループ	1,847	108人増
飯田産業グループ	1,221	87人増
東栄住宅グループ	682	52人増
タクトホームグループ	518	50人増
アーネストワン	1,090	112人増
アイディホーム	333	18人増
全社（共通）	43	8人増
合計	5,734	435人増

（注）１．従業員数は就業人員であります。

２．全社（共通）として記載されている従業員数は、当社の従業員数であります。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成27年３月31日現在）

借入先名	借入金残高
株式会社みずほ銀行	74,784百万円
株式会社三井住友銀行	46,453百万円
株式会社商工組合中央金庫	18,430百万円
株式会社あおぞら銀行	16,135百万円
株式会社横浜銀行	14,137百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	11,494百万円
株式会社りそな銀行	7,403百万円
株式会社千葉銀行	6,617百万円
オリックス銀行株式会社	3,720百万円
株式会社武蔵野銀行	3,597百万円

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　1,100,000,000株
② 発行済株式の総数　294,431,639株
③ 株主数　16,137名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社樹商事	33,912,000株	11.52%
西河洋一	29,258,120株	9.94%
有限会社一商事	19,058,348株	6.47%
森和彦	18,420,533株	6.26%
有限会社K．フォレスト	11,662,080株	3.96%
株式会社バンブーフィールド	8,931,920株	3.03%
飯田和美	8,350,340株	2.84%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	7,565,101株	2.57%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,645,000株	2.26%
山本商事株式会社	6,642,000株	2.26%

（注）　持株比率は自己株式（16,807株）を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	森　和彦	㈱飯田産業代表取締役会長 住宅新興事業協同組合代表理事 ㈲K．フォレスト代表取締役 パラダイスリゾート㈱代表取締役社長 ㈱ファミリーライフサービス取締役会長 Guam Resorts,Inc.代表取締役社長 ㈱オリエンタル・ホーム代表取締役会長 ビルトホーム㈱代表取締役会長 ホームトレードセンター㈱代表取締役会長
代表取締役社長	西河洋一	㈱アーネストワン代表取締役会長 第一住宅協同組合理事 ㈱エイワンプラス取締役 ファーストウッド㈱代表取締役会長 ダイヤロン㈱代表取締役会長
取締役副会長	佐々野俊彦	㈱東栄住宅相談役 住宅新興事業協同組合理事 ㈱バンブーフィールド代表取締役社長
取締役相談役	山本重穂	タクトホーム㈱代表取締役会長 住宅新興事業協同組合専務理事 ティーアラウンド㈱代表取締役会長 ㈱ソリド・ワン代表取締役会長
取締役	久林欣也	アイディホーム㈱代表取締役社長 第一住宅協同組合理事
取締役	堀口忠美	一建設㈱代表取締役社長 ファーストウッド㈱社外取締役 第一住宅協同組合理事
取締役	兼井雅史	㈱飯田産業代表取締役社長 パラダイスリゾート㈱取締役 ㈱ファミリーライフサービス社外監査役 ㈱オリエンタル・ホーム取締役 ホームトレードセンター㈱取締役 ビルトホーム㈱代表取締役社長 ㈱飯田産業エンジニアリング代表取締役社長
取締役	西野弘	㈱東栄住宅代表取締役社長兼社長執行役員 東栄ホームサービス㈱代表取締役社長 ㈱東栄藤義建設代表取締役社長
取締役	松林重行	㈱アーネストワン代表取締役社長

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	石丸郁子	㈱オリエンタル・ホーム監査役 ピルトホーム㈱監査役 ホームトレードセンター㈱監査役
監査役	佐々木延行	㈱キャム非常勤監査役
監査役	林千春	一建設㈱社外監査役 東京協立法律事務所

（注）1．監査役佐々木延行氏及び林千春氏は、社外監査役であります。
2．監査役佐々木延行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3．当社は、監査役佐々木延行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役	9名	32百万円
監査役 （うち社外監査役）	3 （2）	38 （7）
合計 （うち社外役員）	12 （2）	70 （7）

（注）1．取締役の報酬額は、平成26年6月27日開催の第1期定時株主総会において年額1,200百万円以内と決議いただいております。
2．監査役の報酬額は、平成26年6月27日開催の第1期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ．社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、監査役林千春氏が、当社の子会社である一建設㈱から受けている役員報酬の総額は4百万円であります。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役林千春氏は、一建設㈱の社外監査役であります。なお、同社は当社の子会社であります。

・上記のほか「①　取締役及び監査役の状況」に記載の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役　佐々木　延　行	15回	83.3%	14回	100.0%
監査役　林　　千　春	16回	88.9%	14回	100.0%

ハ．取締役会及び監査役会における発言状況

・監査役佐々木延行氏は、取締役会及び監査役会において主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

・監査役林千春氏は、取締役会及び監査役会において主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

ニ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役２名は、会社法第427条第１項及び当社定款第37条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償限度額は、法令が定める額としております。

④　社外取締役を選任しない理由

当社は、当事業年度の末日において社外取締役を選任しておりません。

当社の社外取締役には、当社の経営理念や経営課題を理解していただき、独立した立場から経営効率の向上のための助言や経営の監督を行っていただけるような方が適任であると考えておりますが、残念ながらそのような方を見つけることができませんでした。

独立性に乏しい方や、適性を欠く方を社外取締役として選任することは、かえって当社の企業価値の向上にマイナスの影響を及ぼしかねないことから、当事業年度におきましては、社外取締役を置くことは相当でないと判断いたしました。

なお、社外のチェックという観点からは、現在２名いる社外監査役が取締役会に出席し、取締役の業務執行を監査するほか、客観的かつ専門的な立場から適宜意見を述べており、経営監視機能の客観性及び中立性確保は図られているものと考えております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益合計額	315百万円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務(非監査業務)である国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）への移行に係る助言業務等を委託し対価を支払っています。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注） 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

⑸ 業務の適正を確保するための体制

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、当社及び当社グループ会社の全役員・全使用人を対象とした飯田グループ行動基準に基づくコンプライアンス規程を策定するとともに、これを常に実効性あるものとして維持・運用する。

② コンプライアンス委員会は、グループ全体のコンプライアンスの状況について検討し、必要な改善を図るとともに、コンプライアンス委員会又はグループ各社のコンプライアンス推進組織が役員及び使用人に対するコンプライアンス教育・研修等を実施する。

③ 内部監査室は、内部監査規程に基づき内部統制全般について監査を行う。そのために、内部監査室はコンプライアンス委員会と連携し、コンプライアンスの取り組み状況や実施状況を監査し、監査結果をコンプライアンス委員会に報告する。

④ 法令違反その他コンプライアンスに関する報告体制として内部通報制度を構築し、内部通報規程に基づきその運用を行う。

⑤ 取締役の職務執行状況は、監査役会の監査方針及び監査計画に基づき監査を受ける。また、監査役会は、グループ内の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存管理する体制を構築し、文書管理規程に定めるとともに、当該情報を文書又は電磁的記録媒体に記録し、整理・保存する。

② 監査役会は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 業務の適切性及び健全性を確保するため、リスク管理部門がリスク管理の統括を行い、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。

② 各取締役及び各部署の責任者は、担当する業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、適切な対策を実施するとともに、監督し、定期的な見直しを行う。

③ 経営上の重要なリスクについては、コンプライアンス委員会で討議し、対策を講じる。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きについて定める。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社の各取締役は、各子会社の取締役を兼任しており、これにより、子会社の他の取締役の職務執行の監視・監督を行う。

② 経営管理については、子会社の自主性を尊重しつつも、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による経営の管理を行う。

③ 当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について、監査役監査及び内部監査を実施する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

必要に応じて、監査役の職務を補助すべき使用人として当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金などの改定については、監査役会の同意を得たうえで決定する。

7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、取締役会その他の重要会議に出席する。

② 取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に通知報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

③ 監査役会は、代表取締役と定期的に意見交換会を開催し、また会計監査人、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

8．財務報告の信頼性を確保するための体制の整備

当社は財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針」を定め、これに基づき内部統制システムを整備する。

9．反社会的勢力の排除に向けた体制の整備

当社は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体、個人に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の取引を行わない」旨を基本方針とする。また、反社会的勢力による不当要求に対しては、警察、弁護士等の外部の専門機関と連携し、必要に応じて民事と刑事の両面から法的対応を行う。

（注）　上記には当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年５月29日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しております。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について、当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであり、改定後の体制は東京証券取引所において開示しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**679,273**	**流動負債**	**361,774**
現金及び預金	187,117	支払手形及び買掛金	48,750
販売用不動産	197,074	工事未払金	67,020
仕掛販売用不動産	221,482	短期借入金	194,547
未成工事支出金	35,716	１年内返済予定の長期借入金	18,931
営業貸付金及び営業未収金	22,964	未払法人税等	14,801
繰延税金資産	3,673	賞与引当金	2,400
その他	11,273	役員賞与引当金	106
貸倒引当金	△30	その他	15,215
固定資産	**248,202**	**固定負債**	**37,119**
有形固定資産	**43,577**	社債	300
建物及び構築物	28,225	長期借入金	24,469
土地	24,927	繰延税金負債	3,571
その他	6,280	退職給付に係る負債	4,381
減価償却累計額	△15,855	役員退職慰労引当金	451
無形固定資産	**188,952**	保証工事引当金	2,190
のれん	187,943	その他	1,755
その他	1,009	**負債合計**	**398,893**
投資その他の資産	**15,673**	**純資産の部**	
投資有価証券	6,792	**株主資本**	**528,079**
繰延税金資産	1,994	**資本金**	**10,000**
その他	7,170	**資本剰余金**	**417,750**
貸倒引当金	△283	**利益剰余金**	**113,520**
		自己株式	**△13,190**
		その他の包括利益累計額	**△66**
		その他有価証券評価差額金	**35**
		退職給付に係る調整累計額	**△102**
		少数株主持分	**569**
		純資産合計	**528,582**
資産合計	**927,476**	**負債純資産合計**	**927,476**

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**1,188,125**
売上原価		**1,031,000**
売上総利益		**157,125**
販売費及び一般管理費		**101,711**
営業利益		**55,414**
営業外収益		
受取利息	38	
受取配当金	61	
受取家賃	243	
違約金収入	82	
安全協力会収受金	248	
その他	587	1,261
営業外費用		
支払利息	3,971	
その他	491	4,462
経常利益		**52,213**
特別損失		
固定資産売却損	91	
固定資産除却損	107	199
税金等調整前当期純利益		**52,013**
法人税、住民税及び事業税	22,763	
法人税等調整額	580	23,344
少数株主損益調整前当期純利益		**28,668**
少数株主利益		**77**
当期純利益		**28,590**

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	417,750	94,876	△13,186	509,440
会計方針の変更による累積的影響額			145		145
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,000	417,750	95,022	△13,186	509,586
当期変動額					
剰余金の配当			△10,093		△10,093
当期純利益			28,590		28,590
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	18,497	△3	18,493
当期末残高	10,000	417,750	113,520	△13,190	528,079

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	29	－	29	492	509,961
会計方針の変更による累積的影響額					145
会計方針の変更を反映した当期首残高	29	－	29	492	510,107
当期変動額					
剰余金の配当					△10,093
当期純利益					28,590
自己株式の取得					△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6	△102	△95	77	△18
当期変動額合計	6	△102	△95	77	18,475
当期末残高	35	△102	△66	569	528,582

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数　15社

・連結子会社の名称　一建設㈱、㈱飯田産業、㈱東栄住宅
タクトホーム㈱、㈱アーネストワン、アイディホーム㈱
城南建設㈱
住宅情報館フィナンシャルサービス㈱
㈱ファミリーライフサービス
パラダイスリゾート㈱
㈱オリエンタル・ホーム
ビルトホーム㈱
ホームトレードセンター㈱
東栄ホームサービス㈱
㈱ソリド・ワン

②　非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　㈱東栄藤義建設
ティーアラウンド㈱
㈱エイワンプラス
ファーストウッド㈱
住宅新興事業協同組合
第一住宅協同組合

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

⑵　持分法の適用に関する事項

・持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称等
㈱東栄藤義建設
ティーアラウンド㈱
㈱エイワンプラス
ファーストウッド㈱
住宅新興事業協同組合
第一住宅協同組合

・持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

⑶ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

⑷ 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、投資事業有限責任組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎とし、純資産の持分相当額を取り込む方法によっております。

ロ．たな卸資産

販売用不動産、仕掛販売用不動産及び未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び一部の資産については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	２ ～50年
その他（機械装置及び車両運搬具）	２ ～６年
その他（工具、器具及び備品）	３ ～20年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ニ．役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

ホ．保証工事引当金

保証工事に係る費用に備えるため、過去の実績を基礎として見積算出額を計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年、５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年、５年、７年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しており、一部の連結子会社においては、発生した連結会計年度又は翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ハ．小規模企業等における簡便法の採用

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤　重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

工期のごく短いもの等については工事完成基準を適用し、その他の工事で当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

⑥　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）金利スワップ

（ヘッジ対象）借入金の利息

ハ．ヘッジ方針

リスク管理に関する内部規程に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ．ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の相場変動額等を基礎にして判断しております。なお、特例処理の要件を満たしている場合は、決算日における有効性の評価を省略しております。

⑦　のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内にその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

⑧　消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、主として発生した連結会計年度の期間費用としております。

2．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日）を当連結会計年度の期首より適用し、退職給付債務を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上しました。また、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上したことに伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。また、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

当該変更による当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債、その他の包括利益累計額及び利益剰余金に与える影響は軽微であります。また、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3．連結貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産及び担保に係る債務

①　担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	190百万円
販売用不動産	85,154百万円
仕掛販売用不動産	137,720百万円
建物及び構築物	4,295百万円
土地	7,049百万円
差入保証金（投資その他の資産「その他」に含む）	29百万円
計	234,439百万円

上記には、抵当権の登記を留保されている販売用不動産67,619百万円、仕掛販売用不動産83,124百万円が含まれております。

②　担保に係る債務

短期借入金	150,068百万円
１年内返済予定の長期借入金	16,986百万円
前受金（流動負債「その他」に含む）	196百万円
長期借入金	23,405百万円
計	190,656百万円

上記担保のほか、フラット35住宅ローン資金の担保として、将来回収予定の営業未収金（フラット35住宅ローン債権の住宅金融支援機構による買取代金）12,757百万円及びフラット35融資に係るつなぎ融資資金の担保として、営業貸付金80百万円を譲渡担保として差し入れております。

また、フラット35融資に係るつなぎ融資資金の担保として、営業貸付金1,460百万円に質権が設定されております。さらに、フラット35住宅ローン及びフラット35融資に係るつなぎ融資資金の担保として、現金及び預金（普通預金）88百万円に質権が設定されております。

担保付債務は、フラット35住宅ローンに係る短期借入金12,757百万円、つなぎ融資に係る短期借入金1,722百万円であります。

上記のほか、住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅瑕疵担保保証金2,792百万円（投資有価証券1,987百万円、投資その他の資産のその他に含まれる差入保証金等804百万円）、宅地建物取引業法に基づく営業保証金344百万円（投資有価証券260百万円、投資その他の資産のその他に含まれる差入保証金等84百万円）があります。

⑵ 当座貸越契約及び貸出コミットメント

借入金に関し、取引銀行32行と当座貸越契約及びコミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約	264,330百万円
コミットメント契約	12,930百万円
借入実行残高	120,099百万円
借入未実行残高	157,160百万円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	294,431,639株	－株	－株	294,431,639株

⑵ 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,041,955株	2,372株	－株	6,044,327株

（注）自己株式数の増加は、単元未満株式の買取り2,372株によるものであります。

⑶ 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月27日定時株主総会	普通株式	4,710	16	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年11月11日取締役会	普通株式	5,593	19	平成26年9月30日	平成26年12月5日

（注）平成26年６月27日定時株主総会決議の配当金の総額は内部取引合計96百万円を、平成26年11月11日取締役会決議の配当金の総額は内部取引合計114百万円を含んでおります。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,593	19	平成27年３月31日	平成27年６月29日

5．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に戸建分譲事業及びマンション分譲事業を行うための資金及び運転資金等の資金需要に対し、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、資金運用については預金等に限定しております。一部の連結子会社において行っているデリバティブについては、金利変動リスクを回避する目的で活用し、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業貸付金及び営業未収金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社グループでは、営業貸付金及び営業未収金について、社内規程に沿ってリスクの低減を図っております。当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式又は出資等であり、発行体の信用リスク又は市場価格の変動リスクに晒されております。市場価格のある有価証券については、四半期ごとに時価の把握を行い、また市場価格のない有価証券については、定期的に決算書等、財務状況を把握できる書類を入手し、発行体（取引先企業等）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、工事未払金は１年以内の支払期日であります。これらは、決算時において流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、適時資金計画を作成・更新するとともに手許流動性維持などにより流動性リスクを管理しております。

短期借入金、長期借入金及び社債については、主に事業用地の取得に対する資金調達を目的としたものであります。これらの借入金及び社債は、主に変動金利を採用しており金利変動リスクに晒されております。金利変動については、主に月次単位で報告資料の作成を行い、急激な金利変動がないか管理を行うことにより金利変動リスクを管理しており、一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記　⑷　会計処理基準に関する事項　⑥重要なヘッジ会計の方法」をご覧下さい。デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に従いリスク回避目的で取引を行う方針であります。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
⑴　現金及び預金	187,117	187,117	―
⑵　営業貸付金及び営業未収金	22,964		
貸倒引当金＊	△20		
	22,944	22,950	6
⑶　投資有価証券			
①満期保有目的の債券	1,172	1,213	40
②その他有価証券	1,478	1,478	―
資産計	212,712	212,759	46
⑴　①支払手形及び買掛金	48,750	48,750	―
②工事未払金	67,020	67,020	―
③短期借入金	194,547	194,547	―
④未払法人税等	14,801	14,801	―
⑵　①1年内返済予定の長期借入金	18,931	19,022	91
②社債	300	300	0
③長期借入金	24,469	24,488	19
負債計	368,820	368,931	111
デリバティブ取引	―	―	―

＊営業貸付金及び営業未収金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵　営業貸付金及び営業未収金

営業貸付金のうち１年内の短期で回収される一般債権については、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。また、貸倒懸念債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。長期の営業貸付金については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

営業未収金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　投資有価証券

株式の時価については取引所の価格、債券の時価については日本証券業協会の提示した統計資料等、投資信託の時価については公表されている基準価格等によって評価しております。

負　債

⑴　支払手形及び買掛金、工事未払金、短期借入金、未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵　１年内返済予定の長期借入金、社債、長期借入金

変動金利によるものは、短期内での市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

また、一部の連結子会社については、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記　デリバティブ取引　参照）、当該金利スワップを一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（上記　長期借入金　参照）

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	4,141

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記⑶「投資有価証券」には含めておりません。

（注）３．金銭債権及び満期のある投資有価証券の決算日後の償還予定額

	１年以内（百万円）	１年超５年以内（百万円）	５年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
預金	185,890	1,060	—	—
営業貸付金及び営業未収金	21,294	1,646	23	—
満期保有目的の債券	—	—	1,172	—
その他有価証券	—	10	1,074	—
合計	207,184	2,716	2,271	—

（注）４．短期借入金、社債及び長期借入金の決算日後の償還予定額

	１年以内（百万円）	１年超２年以内（百万円）	２年超３年以内（百万円）	３年超４年以内（百万円）	４年超５年以内（百万円）	５年超（百万円）
短期借入金	194,547	—	—	—	—	—
社債	—	300	—	—	—	—
長期借入金	18,931	14,311	7,313	1,141	278	1,423
合計	213,479	14,611	7,313	1,141	278	1,423

６．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

７．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　1,830円92銭

⑵　１株当たり当期純利益　99円14銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**14,768**	**流動負債**	**3,466**
現金及び預金	5,182	関係会社短期借入金	3,000
関係会社未収入金	6,551	未払金	328
関係会社短期貸付金	433	未払法人税等	105
繰延税金資産	65	賞与引当金	13
未収還付法人税等	2,434	その他	19
その他	101	**固定負債**	**2**
固定資産	**500,664**	退職給付引当金	2
有形固定資産	**22**	**負債合計**	**3,469**
建物	10	**純資産の部**	
工具、器具及び備品	18	**株主資本**	**511,963**
建設仮勘定	3	**資本金**	**10,000**
減価償却累計額	△10	**資本剰余金**	**488,393**
無形固定資産	**4**	資本準備金	2,500
ソフトウェア	4	その他資本剰余金	485,893
投資その他の資産	**500,638**	**利益剰余金**	**13,603**
関係会社株式	499,299	その他利益剰余金	13,603
関係会社出資金	151	繰越利益剰余金	13,603
関係会社長期貸付金	1,176	**自己株式**	**△32**
繰延税金資産	0		
その他	10	**純資産合計**	**511,963**
資産合計	**515,433**	**負債・純資産合計**	**515,433**

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		
関係会社受取配当金	12,000	
経営指導料	1,174	**13,174**
営業費用		
販売費及び一般管理費	1,160	1,160
営業利益		**12,013**
営業外収益		6
営業外費用		1
経常利益		**12,018**
税引前当期純利益		**12,018**
法人税、住民税及び事業税	34	
法人税等調整額	△23	11
当期純利益		**12,007**

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	10,000	2,500	485,893	488,393	11,900	11,900	△29	510,264	510,264
当期変動額									
剰余金の配当					△10,304	△10,304		△10,304	△10,304
当期純利益					12,007	12,007		12,007	12,007
自己株式の取得							△3	△3	△3
当期変動額合計	－	－	－	－	1,702	1,702	△3	1,698	1,698
当期末残高	10,000	2,500	485,893	488,393	13,603	13,603	△32	511,963	511,963

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　15～18年

工具、器具及び備品　　３～20年

②　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

②　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑷　消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2．貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	6,993百万円
長期金銭債権	1,176百万円
短期金銭債務	3,001百万円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

営業取引による取引高	
関係会社に対する営業収益	13,174百万円
関係会社に対する営業費用	209百万円
営業取引以外の取引による取引高	2百万円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	16,807株

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	34百万円
未払金	2百万円
繰延資産償却超過額	24百万円
その他	4百万円
繰延税金資産合計	66百万円

6．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

7．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額	1,738円92銭
⑵　１株当たり当期純利益	40円78銭

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月22日

飯田グループホールディングス株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸　田　　彰	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井　村　順　子	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向　出　勇　治	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、飯田グループホールディングス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、飯田グループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月22日

飯田グループホールディングス株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸　田　　彰　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井　村　順　子　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向　出　勇　治　㊞

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、飯田グループホールディングス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第２期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月27日

飯田グループホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　石　丸　郁　子　㊞

社外監査役　佐々木　延　行　㊞

社外監査役　林　　千　春　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策のひとつと位置付け、経営体質の強化と将来のグループ全体としての事業展開を考慮しつつ、株主の皆様へ安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。このような方針のもと当期の期末配当等については、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金19円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は5,593,881,808円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年６月29日といたしたく存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）当社グループの事業の現状に即し事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため現行定款第２条（目的）の変更を行うものであります。

（２）平成27年５月１日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約（以下「責任限定契約」）を締結することができる対象者の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても新たに責任限定契約を締結することができるよう、当社定款第28条第２項及び第37条第２項の規定を変更するものであります。

なお、この定款変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現　行　定　款	変　更　案
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 （1）～（25）　（条文省略） （新　設） （新　設） （26）　（条文省略）	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 （1）～（25）　（現行どおり） （26）再生可能エネルギーによる発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売 （27）産業廃棄物の収集、運搬、処理及びリサイクル業務 （28）　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の責任免除） 第28条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、同法423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	（取締役の責任免除） 第28条　（現行どおり）
2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
（監査役の責任免除） 第37条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、同法423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	（監査役の責任免除） 第37条　（現行どおり）
2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第３号議案　取締役10名選任の件

取締役全員９名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営強化のため１名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	森（もり）　和彦（かずひこ） （昭和20年３月８日生）	昭和52年７月　㈱飯田産業監査役就任 昭和53年７月　同社取締役就任 昭和55年５月　同社代表取締役社長就任 昭和63年８月　住宅新興事業協同組合代表理事就任（現任） 平成８年２月　㈲K．フォレスト取締役就任 平成14年７月　パラダイスリゾート㈱代表取締役社長就任（現任） 平成15年７月　㈱ファミリーライフサービス取締役会長就任（現任） 平成17年６月　Guam Resorts,Inc.代表取締役社長就任（現任） 平成18年８月　㈱飯田産業代表取締役会長就任（現任） 平成18年９月　㈱オリエンタルホーム（現㈱オリエンタル・ホーム）代表取締役会長就任（現任） 平成19年10月　ビルトホーム㈱代表取締役会長就任（現任） 平成22年６月　ホームトレードセンター㈱代表取締役会長就任（現任） 平成25年11月　当社代表取締役副会長就任 平成26年２月　当社代表取締役会長就任（現任） 平成27年３月　㈲K．フォレスト代表取締役就任（現任）	18,420千株
2	西河（にしかわ）　洋一（よういち） （昭和38年８月20日生）	平成11年４月　㈱アーネストワン入社 平成11年５月　同社取締役就任　営業副部門長 平成12年１月　同社代表取締役就任 平成12年２月　同社代表取締役社長就任 平成25年９月　同社代表取締役会長就任（現任） 平成25年11月　当社代表取締役社長就任（現任） 平成27年２月　ファーストウッド㈱代表取締役会長就任（現任）	29,258千株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	佐々野（ささの） 俊彦（としひこ） （昭和22年１月27日生）	昭和53年10月　㈱東栄住宅入社 昭和55年11月　同社取締役就任 昭和56年５月　同社代表取締役社長就任 昭和63年８月　住宅新興事業協同組合理事就任（現任） 平成８年５月　㈲バンブーフィールド（現㈱バンブーフィールド）代表取締役社長就任（現任） 平成15年１月　ティ・ジェイホームサービス㈱（現東栄ホームサービス㈱）代表取締役社長就任 平成17年７月　ブルーミング・ガーデン住宅販売㈱代表取締役社長就任 平成18年１月　同社代表取締役会長就任 平成19年８月　㈱東栄住宅代表取締役会長就任 平成21年４月　同社相談役就任（現任） 平成25年11月　当社取締役副会長就任（現任）	933千株
4	山本（やまもと） 重穂（しげお） （昭和27年２月15日生）	昭和57年２月　㈱飯田産業入社 平成４年４月　同社取締役就任 平成７年６月　タクトホーム㈱取締役就任 平成10年７月　同社代表取締役社長就任 平成11年８月　住宅新興事業協同組合監事就任 平成19年８月　タクトホーム㈱代表取締役社長兼管理本部長 平成20年８月　同社代表取締役社長 平成21年８月　住宅新興事業協同組合専務理事就任（現任） 平成22年６月　ティーアラウンド㈱代表取締役会長就任（現任） ㈱ソリド・ワン代表取締役会長就任（現任） 平成25年８月　タクトホーム㈱代表取締役会長就任（現任） 平成25年11月　当社取締役相談役就任（現任）	777千株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	久林（ひさばやし） 欣也（よしなり） （昭和41年８月27日生）	平成14年９月　アイディホーム㈱入社 平成15年３月　同社取締役就任 平成15年９月　同社代表取締役社長就任 平成24年５月　同社代表取締役社長兼統括本部長 平成25年２月　同社代表取締役社長（現任） 平成25年11月　当社取締役就任（現任）	4,359千株
6	堀口（ほりぐち） 忠美（ただよし） （昭和39年２月12日生）	平成４年４月　飯田建設工業㈱（現一建設㈱）入社 平成12年２月　同社工事統括部長 平成14年８月　同社取締役就任　生産本部長 平成17年10月　ファーストウッド㈱取締役就任 平成18年４月　一建設㈱常務取締役就任　生産本部長 平成23年11月　同社代表取締役社長就任　生産本部長 平成24年３月　ファーストウッド㈱社外取締役就任（現任） 平成24年４月　一建設㈱代表取締役社長（現任） 平成25年11月　当社取締役就任（現任）	802千株
7	兼井（かねい） 雅史（まさし） （昭和41年７月７日生）	平成４年11月　㈱飯田産業入社 平成６年４月　同社設計課課長代理 平成８年４月　同社企画部次長 平成11年11月　同社本店営業部長 平成14年７月　パラダイスリゾート㈱取締役就任（現任） 平成16年４月　㈱飯田産業執行役員就任　本店営業部長 平成18年４月　同社執行役員　東京統括部長兼本店営業部長 平成18年７月　同社取締役執行役員就任　東京統括部長兼本店営業部長 ㈱ファミリーライフサービス社外監査役就任（現任） 平成18年８月　㈱飯田産業代表取締役社長就任（現任） 平成18年９月　㈱オリエンタルホーム（現㈱オリエンタル・ホーム）取締役就任（現任） 平成22年６月　ホームトレードセンター㈱取締役（現任） 平成24年７月　ビルトホーム㈱代表取締役社長就任（現任） 平成25年11月　当社取締役就任（現任） 平成26年12月　㈱飯田産業エンジニアリング代表取締役社長就任（現任）	82千株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	西野（にしの） 弘（ひろし） （昭和39年３月14日生）	平成18年４月　㈱東栄住宅入社　取締役就任　人材開発室長 平成18年９月　同社取締役　企画本部長兼人材開発室長 平成19年８月　同社代表取締役社長就任 平成20年４月　同社代表取締役社長兼社長執行役員 ブルーミング・ガーデン住宅販売㈱代表取締役社長就任 平成21年４月　ティ・ジェイホームサービス㈱（現東栄ホームサービス㈱）代表取締役社長就任（現任） 平成24年４月　㈱東栄住宅代表取締役社長兼社長執行役員エリア統括本部長 平成25年２月　同社代表取締役社長兼社長執行役員（現任） 平成25年11月　当社取締役（現任） 平成26年１月　㈱藤義建設（現㈱東栄藤義建設）代表取締役社長就任（現任）	７千株
9	松林（まつばやし） 重行（しげゆき） （昭和38年１月26日生）	平成３年２月　㈱アーネストワン入社 平成13年12月　同社取締役就任　生産事業部長 平成14年４月　同社取締役　戸建事業本部長 平成16年４月　同社常務取締役就任　戸建事業本部長 平成19年６月　同社常務取締役　戸建事業本部長兼マンション事業部長 平成20年10月　同社常務取締役　営業本部長 平成25年９月　同社代表取締役社長就任（現任） 平成25年11月　当社取締役（現任）	400千株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	※ 小寺（こでら） 一裕（かずひろ） （昭和42年７月18日生）	平成３年８月　飯田建設工業㈱（現一建設㈱）入社 平成12年１月　タクトホーム㈱入社 平成12年５月　同社本店店長 平成13年５月　同社取締役就任　戸建事業部長 平成14年12月　同社常務取締役就任 平成16年６月　同社常務取締役　営業本部長兼企画営業部長（現営業推進部長） 平成19年８月　同社専務取締役就任 平成20年８月　同社専務取締役　営業企画部長 平成25年８月　同社代表取締役社長就任（現任） 平成27年４月　BMM㈱代表取締役社長就任（現任）	107千株

（注）１．※印は新任取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．会社法施行規則第74条の２に規定する社外取締役を置くことが相当でない理由につきましては、本招集ご通知17頁の事業報告「（3）会社役員の状況」の④に記載しております。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査役１名を増員することといたしたく、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
金子（かねこ）　竜幸（たつゆき） （昭和33年３月28日生）	昭和55年４月　㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行 平成15年２月　同行コンプライアンス統括部市場・証券コンプライアンス室室長 平成18年７月　みずほ信託銀行㈱業務監査部副部長 平成21年３月　みずほインベスターズ証券㈱（現みずほ証券㈱）内部管理統括部付部長 平成23年９月　同社内部管理部門担当役員付部長 平成25年１月　同社コンプライアンス統括グループ付ディレクター 平成26年９月　㈱みずほ銀行吉祥寺支店吉祥寺・三鷹エリア法人部（現任）	－

（注）候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都西東京市東伏見三丁目６番19号
タクトホーム株式会社　会議室
TEL　042－464－8788（タクトホーム㈱ 代表電話）



◎交通　西武新宿線「東伏見駅」南口　　徒歩約10分
※駐車場の数に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。